

東根市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月22日 条例第1号
最終改正
令和3年2月26日 条例第2号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、東根市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費（以下「活動費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 活動費は、東根市議会における会派（議長に対し結成を届け出たものに限る。以下「会派」という。）又は会派に属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(交付の方法)

第3条 活動費は、毎年度4月25日に交付する。ただし、その日が東根市の休日を定める条例（平成2年条例第10号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日でない日とする。

2 前項に規定する場合において、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期が満了する日の属する月までの月数分（その日が各月1日にあたるときは、前月までの月数分）を月割計算により交付する。

(会派に対する活動費)

第4条 会派に対する活動費は、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に年額150,000円（以下「年額」という。）を乗じて得た額を交付する。ただし、月割計算を行う場合にあつては、基準日における当該会派の所属議員の数に月額12,500円を乗じて得た額（以下「月割基準額」という。）により算出するものとする。

2 前項に規定する会派の所属議員の数の計算については、同一議員につき重複して行うことができないものとする。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が各月1日に当たるときは、当月分）以降の月数に月割基準額を乗じて得た額を交付する。

4 年度の途中において会派の所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は当該会派からの脱会があった場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月（その日が各月1日に当たるときは、当月）から当該会派の所属議員に含まないものとする。

5 年度の途中において活動費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が各月1日に当たるときは、当月）の末日までに、すでに交付した活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて月割計算により算定した活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付するものとし、すでに交付した額が異動後の所属議員の数に基づいて月割計算により算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

6 年度の途中において活動費の交付を受けた会派が解散し、又は議会が解散した場合は、解散した日が属する月の翌月（その日が各月1日に当たるときは、当月）以降の月数に月割基準額を乗じて得た額を30日以内に返還しなければならない。

(無会派議員に対する活動費)

第5条 無会派議員に対する活動費は、基準日に在職する無会派議員に年額を交付する。ただし、月割計算を行う場合にあっては、月割基準額により算出するものとする。

- 2 年度の途中において無会派議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、その事実が発生した日の属する月の翌月（その日が各月1日に当たるときは、当月）から活動費は交付しない。
- 3 年度の途中において新たに議員となった者で会派に属しないもの及び会派からの脱会により無会派議員となった者に対しては、議員となった日又は無会派議員となった日の属する月の翌月（その日が各月1日に当たるときは、当月）以降の月数に月割基準額を乗じて得た額を交付する。
- 4 年度の途中において活動費の交付を受けた無会派議員が新たに会派に所属することとなった日の属する月の翌月分（その日が各月1日に当たるときは、当月分）以降の活動費を返還しなければならない。

(活動費を充てることができる経費の範囲)

第6条 活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第7条 会派は、活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第8条 活動費の交付を受けた会派及び無会派議員（以下「会派等」という。）は、当該活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、当該支出に係る領収証等（写）を添えて、当該活動費の交付にかかる年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。
- 3 活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。
- 4 活動費の交付を受けた無会派議員が新たに会派に所属することとなった場合又は議員でなくなった場合は、第2項の規定にかかわらず、その事実が発生した日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(活動費の返還)

第9条 市長は、活動費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた活動費の総額から、当該会派等がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の活動費の返還を命ずることができる。

- 2 市長は、活動費の交付を受けた会派等がその年度において交付を受けた活動費の中から、当該会派等がその年度において第6条に定める経費の範囲以外の経費として支出したことが認められときは、当該支出の額に相当する額の活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月21日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月19日条例第16号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月4日条例第25号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成20年法律第69号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成25年2月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東根市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される活動費から適用し、この条例の施行の前日に改正前の東根市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年2月26日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の東根市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、施行日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

別表 (第5条関係)

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費
調査活動費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費

資料購入作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入及び資料の作成に要する経費
広報広聴費	会派の調査研究活動、議会活動等について市民に報告・PRするための経費及び会派が市民からの市政、会派の政策等に対する要望・意見を聴取するための会議に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費